

令和6年3月28日

お客様各位

シネロン・キャンデラ株式会社

弊社医療機器のサイバーセキュリティについて

シネロン・キャンデラ株式会社(以下「弊社」という)は、医療機器を安全・安心にご使用いただくために、弊社医療機器製品のサイバーセキュリティに関する方針を定め、誠実に製品セキュリティの確保に努めてまいります。

法令順守

医療機器のサイバーセキュリティ確保に関しましては、厚生労働省通知 令和5年3月31日薬生機審発 0331 第11号が発出されております。

弊社の医療機器は、基本要件基準第12条第3項で規定される「外部からの不正アクセス及び攻撃アクセス等が想定される医療機器」となります。

弊社は薬機法及びその他の法令を遵守します。

体制

お客様の使用環境における、製品ライフサイクル全体のセキュリティ対策を実施する体制構築に努めます。

脆弱性の監視と対策

弊社では、海外製造元やその他からサイバーセキュリティの脆弱性に関する情報を収集し、その対策を行うことに努めます。また、お客様へ適切な情報提供を行います。

教育

弊社では、医療機器製品に関わる従業員に対して、セキュリティに関する教育を行います。

サイバーセキュリティに関するお問い合わせ先

03-3289-2077(代表)又は 0120-954-760(カスタマーコールセンター)

以上、お客様におかれましては、ご理解賜りますようどうか宜しくお願い申し上げます。